

項 目		ご質問	回答
1	基本計画 p.10	研究開発項目②で「分野別システムの評価・検証で、産業界からニーズが高い分野、環境分野その他分野」記載がありますが、今回の公募では、蓄電池や化学物質といった分野の公募となっております。その他分野等という部分については、別途公募が後に行われることが予定されているのでしょうか。	分野別としては、蓄電池と化学物質情報が今回の対象です。 その他分野に関し、現時点で公募の予定はございません。
2	公募技術詳細 p.11	GUIに関する具体的なユースケースがありましたら教えてください。もし想定があるとした場合でも、データベース共通GUIを整備するためにはプロトコルの設計と実装がある程度完了している必要があるため、このGUIは実装するとしても2年目以降が現実的かと考えております。	共通GUI開発は1年目のプロトコル設計・実装と並行するものです。プロトコル設計と実装は、机上だけで行えるものでは到底なく、データベース参加者のユーザーインターフェースを介した機能要求の反映が、設計中のプロトコルの確からしさを判断する手段となります。ここでいうユースケースの意図は、本事業及び関連する事業のすべてを対象と考えており、特に分散系サービスモデルを取るユースケースやデータベース参加者に向けたSDK開発（ODS SDK for Onboarding）と親和性の高い取組であると考えております。
3	公募技術詳細 p.17	ハッカソンについて具体的な開催イメージありましたら教えてください。ハッカソンはイベント参加者がシステムを利用するという性質上、ソフトウェアシステムの機能開発が完了している必要があるため、ハッカソンを開催するとしても2年目移行が現実的かと考えております。	ご認識のとおり、ソフトウェアがない状態でのハッカソン実施には限界があるため2025年度末に実施することを想定した提案を行ってください。
4	公募技術詳細 p.2, p.6	p2ではA事業ではビジネスアーキテクトは設置しないといえます。一方でP6によればA事業における要件定義や設計ではビジネスアーキテクトの要求を踏まえるところなので、これはB事業とC-1事業におけるビジネスアーキテクトから要求を受けるという認識で間違いではないですか。	ご認識のとおりです。
5	公募技術詳細 p.5	「モダンなセキュリティ・信頼性検証」についてどのような技術がモダンに該当するのが指針や他の具体例があれば教えてください。	例示に記載のとおり、特にマイクロサービスアーキテクチャ実装を想定した検証技術の活用を想定しています。
6	公募技術詳細 p.5	後方互換性の対象は、どのようなソフトウェア、バージョンであるのでしょうか。現時点のGithubで公開されているバージョンが対象でしょうか。今後公開されるものも後方互換の対象でしょうか。	現時点でGithub上で公開しているソフトウェアや今年度のNEDO事業成果で一部公開させていただく予定のものもGithub上にあるので、そちらを参照ください。今後公開されるものについて、後方互換の対象です。
7	公募技術詳細 p.6 など	「プロトコル仕様書」はどのような内容を期待されているか指針をお教えいただけないでしょうか。例えばIDS (Communication Protocol)や、IPAの「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドライン（蓄電池CFP・DD関係）」におけるAPI(https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/guidelines/scdata-guideline.html)と同等の内容ででしょうか。	プロトコル仕様書はSwagger含むAPI仕様書とは異なる文書です。A事業のサブ開発項目でそれぞれ設計するODP（ウラノス・エコシステム・データベースズプロトコル）を統合し、整合性を保つ形でひとつの仕様に取りまとめたものを想定しています。プロトコル仕様書はプロトコルの機能をはじめ、データベース参加者が相互運用性確保のためにロール別に準拠すべき技術仕様及び最低限の標準オペレーション（シーケンス、作業手順含む）を策定する規範文書です。IDSが提示するdataspace protocolに限らず、TCP/IP含め世の中には様々なプロトコル仕様書の前例が存在するため、調査の上適切なものを提案ください。
8	公募技術詳細 p.8 公募要領 p.3	公募要領 「実運用可能な技術として確立する（TRL 5 以上、1 件以上）。」 公募技術詳細 「データプレーンモジュールの開発においては、ODS-RAM に記載されているパターンそれぞれについて提案」 上記について、データプレーンモジュールはODS-RAMのパターンそれぞれ(4件)すべては提案が必須であり、その中で実証は最低限1パターンがTRL5レベル以上を達成する提案であれば問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。補足しますと、「実運用可能な技術として確立する（TRL 5 以上、1 件以上）。」はA事業に関わるアウトプット目標であり、公募要領p2のとおり本アウトプット目標を達成することを前提にご提案ください。
9	公募説明会資料p.48	外注先としてオフショアの禁止等、外注条件はありますでしょうか。	オフショアを一律で禁止するものではございません。調査段階で内容や必然性を記載・ご説明ください。
10	公募説明会資料p.8	複数企業でコンソーシアムとして共同提案をすることは可能との認識ですが、その場合も、研究開発項目ごとに採択を決めるという認識で良いでしょうか？例えば、A社がA-1-1を担当し、B社がBを担当するというコンソーシアム提案があり、一方で、A-1-1を担当する提案をしたC社が合ったときでも、A-1-1をC社、BをB社が担当することになる、という採択結果もあり得ますでしょうか？	本公募は、公募対象（A事業、B事業、C-1事業、C-2事業、C-3事業、D事業の単位）ごとの全体提案にて受け付けております。 「A-1-1を担当する提案をしたC社が合ったとき、A-1-1をC社、BをB社が担当することになる」、という部分提案の組み替えによる採択調整は実施いたしません。 提案いただくA事業、B事業、C-1事業、C-2事業、C-3事業、D事業の単位で、採択決定予定です。
11	公募説明会資料p.8	A事業、B事業等に跨るコンソーシアムとしての共同提案は、可能でしょうか？	提案書は、公募対象ごとに分割して提案ください。 A事業、B事業の両方に提案を希望するコンソーシアムの場合、A事業用とB事業用の2つの提案書が必要となります。
12	公募説明会資料p.8	NEDO事業一般に、コンソーシアム内での外注については、利益排除の必要があると認識していますが、A事業、B事業等に跨るコンソーシアムを組成する場合も、その認識でしょうか？	コンソーシアム内での外注として利益排除の必要があるという制限はございませんが、発注にあたっては相見積（競争原理を用いた見積）を実施頂くとともに、例えば、見積先にコンソーシアム内の1者が含まれる場合は、3者程度以上の見積を実施ください。
13	公募要領 p.14	採択先の決定が5月で作業着手が2025年7月中旬以降となると事業の立ち上げが遅れるため、契約前の段階から可能な活動は開始したいと考えておりますが、そのような契約前に通った費用請求は可能かどうか確認させてください。	委託事業については、契約前に通った費用請求が可能であり、NEDO委託業務事務処理マニュアル（2024年度）p37<https://www.nedo.go.jp/content/100974944.pdf>の記載のとおり、「NEDO が受理した実施計画書の提出日から、最大で2ヶ月前の日（実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を通ることが可能です。」。なお、助成事業については、交付決定前に通った費用請求を認めず、交付決定通知後に費用計上いただくこととなります。
14	公募要領別添1：再委託理由及びその内容	再委託率50%を超える場合、50%を超える理由書は「再委託理由及びその内容」が該当すると考えて差しでしょうか。その場合どこに理由を記載すればよいでしょうか。	「再委託理由及びその内容」が該当いたします。 NEDO事業の規程では、再委託の比率は原則50%未満です。何らかの事由により、50%を超過する場合は、再委託ではなく直接委託先とするなど、第一に実施体制を含めご検討ください。
15	公募技術詳細p.1-2	「.....ビジネスアーキテクトは、各ドメインで1名配置し、B、C-1で計2名を配置すること。（C-1に責任を持つビジネスアーキテクトは、DADCが実施することを想定） ・提案書提出の際は、SA、BA、DoA、DeAとする候補者の研究経歴書（適任であることを示す業務経歴、選定理由等を含む）を提出すること。対象は以下。 （対象） SA：..... BA：B事業、C-1事業で各1名分 DoA：.....」との記載について 以下、①②のどちらの理解が正しいか確認させてください。 ①C-1事業者として、内部でBAを1名配置する必要がある ②DADCにてBAを配置するため、C-1事業者としては内部でBAを配置する必要はない	公募技術詳細p.1.p.20に記載のとおり、②のご理解が合っております。
16	公募技術詳細p.22	C-3に関してのマネジメント責任について、達成基準を示していただけますでしょうか。また、D事業との役割分担を示していただけますでしょうか。	公募技術詳細p.22に記載のとおり、C事業における開発・調査・研究等の全体スケジュール・実施事項管理を実施ください。D事業は、ABC事業のスケジュール管理、情報管理、資料作成等の調整の役割を担います。
17	公募技術詳細p.22	C-2の要求事項について、アプリベンダーが対象の認識で合っておりますでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	公募技術詳細p.22	「C-2 化学物質情報のトレーサビリティ管理システムのアプリケーション実証」の助成の対象を教えてください。 アプリケーションの設計開発費についても対象となるでしょうか？ それともトレーサビリティ管理システムとの接続実証、及びアプリケーションを通じたユーザー企業との接続実証のみの費用なんでしょうか？	アプリケーションの設計開発費についても対象となります。
19	公募要領 p.3	・アウトプット目標において、マイクロサービスを2件以上リリースした際は、2件ともTRL7以上でしょうか。事業全体として満たすべきでしょうか。 ・マイクロサービスを複数、エンドユーザー向けに2件以上、となったら、2件ともTRL7以上となるのでしょうか。	事業全体でアウトプット目標を満たすことになります。 基本計画p.3に記載のとおり、「TRL7：商用前実証におけるシステム・機能の実証が完了していること。商用段階で想定される環境・条件において当該システム・機能が実運用に供しうるものであることが実証データで確認されていること）」を満たすものをご提案ください。
20	公募要領 p.4	2025年度予算規模の金額は「消費税抜額」でしょうか。 ※助成マニュアル上、「消費税および地方消費税は、原則として助成対象費用とはしていませんので、経費は「消費税抜額」にて算出してください。」と記載がございます	助成事業についてはご認識のとおり、「助成額」と記載しており、「消費税抜額」です。委託事業については、「消費税込み額」でございます。
21	公募要領 p.4	公募要領のP4の（2）公募対象で「C 化学物質情報の流通に係るシステム開発事業（助成）（うちC-2）では助成額：0.89億円以下」と記載されております。複数件採択された場合の助成額の考え方を教えてください。助成額は複数件の合計額が0.89億円以下でしょうか？ それとも、1件あたりの金額が0.89億円以下でしょうか？	C-2助成額は複数件の合計額が0.89億円以下でございます。 最大で3件採択の可能性があり、C-2の1件あたりの提案予算規模額については、C-2予算規模の1/3を予定しております。 C-2予算規模の1/3を超える額が必要と考えられる場合は、超過額およびその理由を含めご提案のほどよろしくお願いたします。

22	公募要領 p.6-7	NEDO事業一般に、コンソーシアム内での共同提案の際には、NDAや知財運営委員会などを組成すると思いますが、今回、A～D事業が別採択となった場合、それら採択者間での同様のNDA契約、知財運営委員会などは、設定される想定で良いのでしょうか？それとも、NEDOのルール外で、双方の事業者の判断でNDA等を結び、という形でしょうか？	実施者が本事業の実施や関連する事業との連携、他実施者(PMO含む)との情報共有にあたりNDA(守秘義務契約)等を希望する場合は、個別に交渉・調整頂くことは問題ありませんが、NDA等の締結日によらず、採択決定通知日から遡りしてNDAなどを有効化する等、PMO業務の開始や本事業の実施全般に支障をきたすことの無いように対応ください。
23	公募要領別添1：提案書様式p.3	提案書の(3)研究開発の目標について質問です。 今回のC-2はアプリケーションの実証であり、新技術の研究開発の要素はないため、KPIや融合技術、既存技術との比較表は不要かと考えますが、いかがでしょうか？	ご認識のとおり、新技術の研究開発の要素はございませんが、実証対象のアプリケーションのKPIや性能と、競合プレイヤー・既存手法との比較表のご作成のほどよろしくお願ひいたします。
24	公募要領別添1：提案書様式p.9-10	実施体制図の図と体制一覧ですが、外注(委託ではない)も記載が必要でしょうか？	必ずしも外注先候補の記載は必要ございません。
25	公募要領別添1：提案書様式p.9-10	委託先、外注先などどこまで記載する必要がありますでしょうか？	必ずしも外注先候補の記載は必要ございません。助成事業の場合、助成先、その先の委託先を記載ください。委託事業の場合、委託先、再委託先を記載ください。
26	課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアルp.17	「助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。 ・技術開発要素のない部分を外注・請負契約で発生する経費。」 請負と記載がございますが、SES(準委任)の形態で問題ないでしょうか？	ご認識のとおり、SES(準委任)契約を含めて問題ございません。
27	公募要領別添1：提案書様式	委託先の選定にあたり、相見積は不要でしょうか？	助成事業をご想定されていると存じます。委託を行う合理的理由、委託を行う業務範囲、委託予定金額と助成対象費用の総額に対する割合等を、公募要領別添1末資料「委託先及びその理由」に記載の上、提出ください。なお、委託経費(複数者に委託する場合は、複数者への委託費の合計)は原則として全体の50%未満です。
28	公募要領別添2-2	委託先の労務費(時間単価適用者)の単価は、助成先と同様に健保等級に基づいて算出が必要でしょうか？	助成先の労務費の経費算定基準に準じて、委託先・共同研究先も労務費を算定することとなり、助成先と同様に健保等級ふくめ「課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル」に基づいての算出が必要です。ただし、大学・国立研究開発法人等が委託先・共同研究先等の場合の研究員費単価は、委託業務事務処理マニュアル(大学・国立研究開発法人等用)をご参照ください。
29	課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアルp.17	委託先の労務費関連の書類は助成先と同等レベル(助成事業従事日誌、健保等級証明書、労務費積算書、就業規則、就業カレンダー、出勤簿等)が必要でしょうか？	ご認識のとおり、同等レベルの証拠書類が必要であり、助成先が責任を負って管理ください。
30	e-rad	e-Radの主任研究者、研究開発統括責任者、研究開発責任者は重複しても問題ないでしょうか？	問題ございません。
31	公募要領別添2-2	助成金の額は年度毎の「Ⅰ機械装置等費～Ⅳ委託費・共同研究費」の合計に補助率(1/2)を乗じ、千円未満を切り捨ててですか？それとも助成期間が3年間の場合、3年間の「Ⅰ機械装置等費～Ⅳ委託費・共同研究費」の合計に補助率(1/2)を乗じ、千円未満を切り捨ててでしょうか？	前者の「年度ごとに補助率を乗じ、千円未満を切り捨て」で計算をお願いします。
32	e-rad	研究目的ファイルと研究概要ファイルをアップロードできるようになっておりますが、それぞれ様式はありますか？	様式はございません。
33	e-rad	金額は千円単位で入力しますが、百円以下は切り捨て、切り上げ、四捨五入など決まりはありますか？ また項目別明細表は円単位となりますため、e-Radの申請画面と金額が変わりますが、正式な申請金額は項目別明細表の金額で合っておりますでしょうか？	百円以下の金額の扱い(切り捨て、切り上げ、四捨五入など)に決まりはありません。 なお、正式な申請金額は、ご認識のとおり項目別明細表の金額となります。
34	公募技術詳細 p.18	想定成果物に記載されているデザインアセットが(イ)の記述にありませんが、具体的にどのような成果物を想定されていますか？	Webページ、動画等にて使用される「画像、イラスト、アイコンなど」を想定しております。
35	公募技術詳細 p.12 など	オンボーディング活動など成果物の実証を行うにあたり、再委託もしくは外注を行うことを検討しておりますが、公募への応募においてはこれらの依頼先についても具体的に企業名などを記載する必要がありますか？	ご提案の際、研究開発や調査研究要素を含む部分を「再委託」とする場合は別添1提案様式のうち「再委託理由及びその内容」に沿って、具体的に再委託企業名や内容を含む再委託理由を記載ください。外注とする場合は、外注先候補は必ずしもご記載いただく必要はございません。
36	公募技術詳細p.25	「D-3 PMOはA-C事業者が実施するプロジェクトマネジメントに対するPMO機能をA-C事業者の求めに応じて実施すること。」 A-C事業者それぞれにPMO機能を設ける、という理解でよろしいでしょうか。そのPMO機能については、貴機構からの指示ではなく、A-C事業者からの指示に委ねられるものでしょうか？	A-C事業者それぞれにPMO機能を設置ください。 PMO業務については、A-C事業者(SA、BA、DoA、DeAを含む)からの依頼、経済産業省・DADCからの依頼、NEDOからの指示に基づきます。
37	公募技術詳細p.25	「D-3 PMOは、A-C事業者が実施する会議の調整、議事メモを作成し、決定事項及びネクストアクションの管理を行う。また、A-C事業者の求めに応じて、必要資料等の作成業務を行うこと。」 A-Cごとに開催される全ての会議における会議調整～ネクストアクション管理を行うということでしょうか。もしくははA-C事業者が連携して実施する会議に限定されるものでしょうか？	公募技術詳細p.25「D-3 PMO 業務」の記載のとおり、A-Cごとに開催される全ての会議、A-C事業者が連携して実施する会議(ODS筆頭アーキテクト定例等)における、調整、議事メモを作成し、決定事項及びネクストアクションの管理を実施ください。
38	公募技術詳細p.25	「A-C事業者の求めに応じて、必要資料等の作成業務を行うこと」における必要資料等とは、どのようなものが求められる想定でしょうか。 貴機構らとの会議におけるアジェンダやネクストアクションへの対応状況資料に限定されるものでしょうか？	アジェンダやネクストアクションへの対応状況資料に限定しません。 例えば、プロジェクト管理資料、情報管理資料、プロジェクトの円滑な実施のため必要なその他の資料作成、必要な調査等の実施成果資料の作成等もありえると考えます。アジャイル型の開発となるため、当初想定しない業務も一定程度発生する可能性があります。 以上を含め、どのような必要資料等の作成をするか、どのようなPMO業務を提供するかは提案要素となりますので、積極的なご提案をお願いいたします。
39	公募技術詳細p.25	「本事業全体で求められる本事業及び関連する事業の連携については、PMOを中心に実施を担うこと。」 本業務は本事業及び「関連する事業」の連携(連携会議開催や本事業から発信する連絡)に限定されるという理解でよろしいでしょうか？	本事業及び「関連する事業」の連携に限定されません。本事業の採択事業者の間あるいは複数の採択事業者間に加えて、本事業の単数あるいは複数の採択事業者と、関連する事業の単数あるいは複数の採択事業者との間での連携を推進するため必要な業務を行って頂くことを想定しています。 公募要領p.4記載のとおりアウトプット目標「PMO業務については、NEDO、DADC及び経済産業省と本事業の採択事業者の間あるいは複数の採択事業者間での緊密な連携、円滑な協議プロセスの実現、シナジー効果創出、さらには関連する事業との連携を高いレベルで実現する。」を満たすことが前提です。また、公募技術詳細に記載されているとおり、「関連する事業」の連携とも必要となりますので、連携に必要な活動があれば、連携会議開催やD事業から発信する連絡以外も含め、積極的なご提案をお願いいたします。
40	公募技術詳細p.23	「ユーザーが実際に活用するに当たっての必要最低限の検証内容を定義するとともに、当該内容については2025年度末までに完了させること。」と記載があり、 またP4には「本事業については、2026年度末までに実施及び成果物を納入する提案を行うこと。」と記載されています。 検証は2025年度末に完了し、2026年度に報告書作成する、という理解で正しいでしょうか？ それとも、2026年度にも検証作業があり、その結果もあわせて2026年度末までに実施及び成果物を納入する、でしょうか？	C-2において、ユーザーが実際に活用するに当たっての必要最低限の検証を2025年度末までに完了ください。 その上で、アプリケーションと化学物質情報トレーサビリティ管理システムとの接続実証及びアプリケーションを通じたユーザー企業との接続実証を実施し、成果物を2026年度までに納入ください。